

持続可能な学校の実現に向けた教職員の
働き方改革を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会全体で労働時間の適正化が推進される中、公立学校では、教員の長時間労働等を背景とする教員採用試験の志願者の減少に加え、病気休職者、離職者の増加等により生じている深刻な教職員不足の解消が課題となっている。

今国会では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正による教職調整額の引上げが審議されているが、超過勤務縮減につながる具体策も示されていないことから、今後も教員の長時間労働が慢性化するおそれがある。

教育ニーズが多様化する中、教職員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、教員一人当たりの授業時数を減らし、時間外の業務が生じにくい環境の整備が不可欠であり、国が現場の勤務実態を把握した上で、教育課程の再検討による業務の削減、十分な人員の確保等、教職員の処遇の抜本的な改善が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な学校の実現に向けた教職員の働き方改革の推進により、学校現場を魅力ある職場とするため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 教育課程の基準を定めた学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数の削減等を行うこと。
- 2 教職員の配置・確保も含め、働き方改革推進のために必要な財源の確保等を行うこと。
- 3 教育ニーズの多様化を踏まえ、業務に見合った正規教員配置が可能となるよう必要な措置を講ずること。
- 4 教員の長時間労働の抑制に向けた具体策について検討すること。
- 5 現場の勤務実態を調査し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。